

## 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議する意見書

米軍は、嘉手納町・沖縄市・北谷町で構成する嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会及び沖縄県の強い中止要請を押し切り、令和5年12月19日午後7時50分頃、嘉手納基地においてパラシュート降下訓練を強行した。同基地所属のMC-130特殊作戦機から少なくとも4人が基地内に降下したとみられている。

本町は住民居住地が嘉手納基地に極めて近接していることから一步間違えれば重大な事故に繋がり兼ねず、今回の降下訓練は周辺住民の平穏な暮らしを脅かすものであり断じて容認できず、強い憤りを禁じ得ない。

パラシュート降下訓練は平成8年の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告において、原則伊江島補助飛行場での実施が合意されているにもかかわらず、嘉手納基地での同訓練は合意以降15回を数える。

米軍は嘉手納基地での実施理由について、「小規模であり物量投下も行わないこと。伊江島補助飛行場の滑走路の整備状況がMC-130特殊作戦機の離着陸に適さないものであることから、今回、嘉手納飛行場において例外的に訓練を行う」と主張し、防衛省も「伊江島補助飛行場を使用できない事情があり、かつ、定期的な訓練ではなく小規模なものであることから今回の訓練は『例外的な場合』に該当する」との認識を示した。

嘉手納基地でのパラシュート降下訓練は令和2年7月以来の実施となるが、要請を無視し強行するほど喫緊に訓練を行わなければならない理由があったのか甚だ疑問であり、米軍の傍若無人な基地運用に対し不信感が高まるばかりである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に対し抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

### 記

- 1 嘉手納基地において米軍パラシュート降下訓練を実施しないこと。
- 2 平成19年に日米合同委員会で合意された「例外的措置」を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月25日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長  
沖縄県知事

## 嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に抗議する決議

米軍は、嘉手納町・沖縄市・北谷町で構成する嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会及び沖縄県の強い中止要請を押し切り、令和5年12月19日午後7時50分頃、嘉手納基地においてパラシュート降下訓練を強行した。同基地所属のMC-130特殊作戦機から少なくとも4人が基地内に降下したとみられている。

本町は住民居住地が嘉手納基地に極めて近接していることから一步間違えれば重大な事故に繋がり兼ねず、今回の降下訓練は周辺住民の平穏な暮らしを脅かすものであり断じて容認できず、強い憤りを禁じ得ない。

パラシュート降下訓練は平成8年の日米特別行動委員会(SACO)の最終報告において、原則伊江島補助飛行場での実施が合意されているにもかかわらず、嘉手納基地での同訓練は合意以降15回を数える。

米軍は嘉手納基地での実施理由について、「小規模であり物量投下も行わないこと。伊江島補助飛行場の滑走路の整備状況がMC-130特殊作戦機の離着陸に適さないものであることから、今回、嘉手納飛行場において例外的に訓練を行う」と主張し、防衛省も「伊江島補助飛行場を使用できない事情があり、かつ、定期的な訓練ではなく小規模なものであることから今回の訓練は『例外的な場合』に該当する」との認識を示した。

嘉手納基地でのパラシュート降下訓練は令和2年7月以来の実施となるが、要請を無視し強行するほど喫緊に訓練を行わなければならない理由があったのか甚だ疑問であり、米軍の傍若無人な基地運用に対し不信感が高まるばかりである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に対し抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を図るよう強く要求する。

### 記

- 1 嘉手納基地において米軍パラシュート降下訓練を実施しないこと。
- 2 平成19年に日米合同委員会で合意された「例外的措置」を撤廃すること。

以上、決議する。

令和5年12月25日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長